財務収税管、キース・ノックス氏の声明 コロナウイルスに関する違約金の取り消しに関して

公衆衛生の危機がみなさんにとって非常にストレスの多い時期であることは理解していますし、私の事務所では、できる限りの支援を行うことを約束しています。当事務所は、近年の山火事を含め、長く緊急時に住民や不動産所有者の方々と協力をしてきた経歴がございます。今回のコロナウイルスに関しても例外ではございません。コロナウイルスの影響を受けた不動産所有者の方は、2020年4月10日までに固定資産税を支払うことができない場合、遅延違約金が取り消される場合があります。

2020年**4**月**11**日より、弊社のホームページにてコロナウイルスに関する違約金の取り消しの受付を開始いたします。違約金の取り消しの申請書に関する具体的な質問は、(よくある質問)をご参照ください。

コロナウイルスによる公衆衛生危機の影響を受けた不動産所有者の方々は、<u>オンラインで違約金取り消し申請書</u>を記入し、提出しなければなりません。オンラインで申請書を提出できない不動産所有者の方は、**213-974-2111**に連絡して完了してください。

州法では、納税者が抑制できない状況を考慮することが認められているため、固定資産税の適時な納付が妨げられており、私はコロナウイルスに関する影響を受けている状況にある納税者の方々を配慮したいと考えています。それぞれの違約金取り消し申請書では、納税者の方は、コロナウイルスによる公衆衛生の危機が適時の支払いにどのような影響を与えているのかを詳細に説明する必要があります。

納税者は、提出の都度、確認番号が記載された確認メールを受け取ります。今後の連絡のため、確認番号を残しておいてください。それぞれのケースについて個々の状況を検討していこうと思います。私のチームでは申請書をサポートする追加情報が必要な場合は、電子メールで納税者の方に直接連絡します。当事務所のチームは、予告なしにお電話をさせたいただくことや電話で個人情報を求めることはありません。

一旦、当事務所のチームが申請の結果を決定しましたら、納税者の方に支払いのオプションと固定資産税の支払いの時間枠について直接連絡致します。これらの申請を処理する際の処理時間については、お時間をいただいております。

敬具